

平成23年加美町議会第1回定例会会議録第5号

平成23年3月29日(火曜日)

---

出席議員(19名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 下山孝雄君 | 2番  | 尾形明君  |
| 3番  | 三浦英典君 | 4番  | 三浦又英君 |
| 6番  | 木村哲夫君 | 7番  | 近藤義次君 |
| 8番  | 吉岡博道君 | 9番  | 工藤清悦君 |
| 10番 | 一條寛君  | 11番 | 佐藤善一君 |
| 12番 | 米木正二君 | 13番 | 沼田雄哉君 |
| 14番 | 猪股信俊君 | 15番 | 新田博志君 |
| 16番 | 伊藤淳君  | 17番 | 高橋源吉君 |
| 18番 | 伊藤由子君 | 19番 | 伊藤信行君 |
| 20番 | 一條光君  |     |       |

---

欠席議員(1名)

5番 澁谷征夫君

欠員なし

---

説明のため出席した者

|          |       |
|----------|-------|
| 町長       | 佐藤澄男君 |
| 副町長      | 森田善孝君 |
| 総務課長     | 早坂宏也君 |
| 会計管理者兼課長 | 柳川文俊君 |
| 政策推進室長   | 今野幸伸君 |
| 危機管理室長   | 早坂俊一君 |
| 庁舎建設準備室長 | 猪股清信君 |
| 企画財政課長   | 吉田恵君  |
| 町民課長     | 畠山和幸君 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 税 務 課 長      | 竹 中 直 昭 君 |
| 特別徴収対策室長     | 渡 邊 光 彦 君 |
| 農 林 課 長      | 猪 股 雄 一 君 |
| 農業振興対策室長     | 早 坂 安 美 君 |
| 森林整備対策室長     | 高 橋 洋 君   |
| 商工観光課長       | 佐 藤 勇 悦 君 |
| 建 設 課 長      | 早 坂 忠 幸 君 |
| 保 健 福 祉 課 長  | 早 坂 仁 君   |
| 子育て支援室長      | 早 坂 律 子 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 高 橋 ちえ子 君 |
| 上 下 水 道 課 長  | 高 橋 行 雄 君 |
| 小 野 田 支 所 長  | 早 川 栄 光 君 |
| 宮 崎 支 所 長    | 猪 股 忠 一 君 |
| 総務課長補佐       | 佐 藤 敬 君   |
| 教 育 長        | 土 田 徹 郎 君 |
| 教育総務課長       | 佐 竹 久 一 君 |
| 社会教育課長       | 鈴 木 啓 三 君 |
| 体育振興課長       | 大 類 恭 一 君 |
| 農業委員会会長      | 兎 原 伸 一 君 |
| 農業委員会事務局長    | 鈴 木 裕 君   |
| 代表監査委員       | 小 山 元 子 君 |

---

事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 高 橋 啓 君   |
| 次 長     | 熊 谷 和 寿 君 |
| 主 査     | 橋 本 幸 文 君 |
| 主 査     | 佐 藤 礼 実 君 |

---

議事日程 第5号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度加美町水道事業会計予算
- 第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 4 大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会の調査報告について
- 第 1 5 所管事務調査の結果報告について
- 第 1 6 常任委員の選任
- 第 1 7 議長の常任委員の辞任
- 第 1 8 議会運営委員の選任
- 第 1 9 議会広報編集調査特別委員の選任
- 第 2 0 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 2 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 第 2 1 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度加美町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 2 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 3 7 号 平成 2 2 年度加美町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 4 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午後 2 時 0 0 分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。5番澁谷征夫君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、14番猪股信俊君、15番新田博志君を指名いたします。

---

- 第 2 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度加美町水道事業会計予算
- 第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 4 大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会の調査報告について
- 第 1 5 所管事務調査の結果報告について
- 第 1 6 常任委員の選任
- 第 1 7 議長の常任委員の辞任
- 第 1 8 議会運営委員の選任
- 第 1 9 議会広報編集調査特別委員の選任
- 第 2 0 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 2 年度加美町下水

道事業特別会計補正予算（第4号）

第21 議案第35号 平成22年度加美町一般会計補正予算（第8号）

第22 議案第36号 平成22年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

第23 議案第37号 平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）

第24 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第2、議案第24号平成23年度加美町一般会計予算、日程第3、議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第9、議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成23年度予算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第2、議案第24号から日程第12、議案第34号までを一括議題とすることに決定いたしました。

議案第24号から議案第34号までは平成23年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長新田博志君、御登壇願います。

〔予算審査特別委員長 新田博志君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（新田博志君） 予算審査特別委員会の御報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第24号平成23年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決であります。

議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（一條 光君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 私は、平成23年度一般会計予算並びに各種会計予算、水道事業会計の予算案に賛成の意見を述べるものであります。

町長は施政方針において、町の財政が健全化の道を進んでいることを説明いたしましたのでございます。町長が就任当時、第二の夕張になるのではないかとという論調まで飛び出すほど財政が悪化しておったのであります。借金も大変多かったわけでありまして。合わせて328億5,000万円あったわけでありまして。しかし22年末においては、44億円もの借金を4年間で減らすことに成功したのであります。町長は控え目な人ですから余り多くのことを言いませんけれども、もっと町民にPRしてもよいのではないかとというような感じを私はするのでございます。これはまさに大変なことなわけでありまして。実質公債費比率にしてもやっぱり立派な財政の比率になっているわけでありまして。この一言をもってしても町長の手腕は評されるに当たるべきものだと私は思うのであります。さらに小学校の医療費拡大や交付金を使いながら住宅リフォーム助成事業、割増商品券発行、小林機械の誘致など21億円もの事業を行い、町の活性化や雇用の確保に努めてまいったのでございます。また、合併時から懸案であった新庁舎も矢越の位置を定め

る条例を昨年の5月と11月の2回にわたって可決をいたしましたのであります。昔は一内閣一仕事とって一つの内閣が解決したり達成できるのはせいぜい一仕事ぐらいであると言われたものでありますが、最近の総理大臣は毎年かわっておりますので何もできないうちに終わってしまうというようなさまであります。こういう中で、やはり加美町においては佐藤町長をもっと使って、もっともっと働いてもらってすばらしい加美町をつくる必要があると私は思うのであります。

さて、今回の予算を見ますと一般会計119億7,000万円、前年度比3億8,000万円、3.1%の減となっているのでございます。これは2月4日の臨時議会に計上されましたきめ細かな交付金と光をそそぐ交付金が新年度事業の前倒しになったことと、昨年度で大きくサイチュウであった国営かんがい排水事業負担金6億9,000万円がなくなったことによるものでございます。歳入では交付税が前年度比1億8,000万円、2.8%の増であります。64億8,000万円を計上しており、平成25年度までの交付税特別特例をうまく活用していくことが大切だと思うのでございます。

歳出面では庁舎整備基金を1億5,000万円積み立てるほか、予防接種に新たな子宮頸がん、肺炎球菌のワクチン接種を加えて6,881万円、緊急雇用創出に5,071万円、町営田川住宅建設1億595万円などを計上しているのでございます。さらに児童家庭相談員の設置、ふるさとCM大賞受賞をきっかけとした加美町参入のブランド化推進、生まれた子供の体重分の有機米を贈る誕生祝い米の加美だっこなど、明るい話題から子育て支援までさまざまな事業で網羅されているのでございます。町の借金も一般会計でさらに12億8,000万円減少するのでございます。その他、特別会計に目を向けますと、国民健康保険事業から水道事業まで昨年度と同額の70億7,594万円となっており、必要な会計に必要な予算を措置されているのでございます。特に国民健康保険事業など医療高度化などにより医療費の増加が見込まれる中で、基金繰り入れなどでやりくりをしているようではありますが、国民健康保険事業を安定させるためにも税の引き上げについて議論が必要な時期を迎えているのではないかと思うのであります。また、下水道事業では浄化センター汚泥処理施設建設工事に着手することになっており、経費についても十分ながら行ってほしいと思うものであります。

以上の観点から、私は賛成討論とするものであります。議員各位の賛成をお願いして終わります。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。19番伊藤信行君。

○19番（伊藤信行君） それでは、同じことを繰り返してあれですけども、我慢して聞いてください。平成23年度予算の賛成討論を行います。

私は、平成23年度の一般会計そして国民健康保険事業特別会計を初めとする九つの特別会計、水道事業会計の当初予算に対し賛成の立場で討論をするものでありますが、その前に今般の未曾有の大地震におかれまして被災されました太平洋三陸沿岸の皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思いますとともに、不幸にもお亡くなりになりました方々には衷心より哀悼の意をささげたいと思うものであります。我が町の被害は比するものではないが、ライフラインの崩壊により多大なる混乱を招きましたことは周知の事実であります。しかし町長、職員一同、不眠不休の御活躍により被災者への手厚い援護、ライフラインの一つでもあります飲料水の確保に尽力していただき、町民の一人として深謝いたすものであります。

まず、佐藤町政にはこの4年間、町のトップセールスマンといたしまして加美町発展のために多大なる御尽力をいただきましたことを心より厚く御礼と感謝を申し上げるものでございます。町長就任当時、町の財政状況は殊のほか厳しく、特に起債残高は旧町からの持ち寄りなども含め328億5,000万円とピークに達し、経常収支比率や実質公債費比率などにつきましても大変厳しい状況にありましたが、今日まで手をこまねることなく積極的にまちづくりを進めながらも、44億円もの起債を償還し債務費用のほとんどを好転に導き得たことは、佐藤町政の卓越なる政治手腕と職員一丸となって取り組んだたまものであることは火を見るより明らかでございます。

さらには今回、議会初日の佐藤町政の施政方針の説明は具体的でわかりやすく、細かなところまで気配りのある説明に感銘をいたしました。そしてその施政方針に対する裏づけとしまして、新年度一般会計予算は前年度に対し3億8,000万円を減じた119億7,000万円と、さらに特別会計などを含めた総額を見ましても3億4,700万円余りを減じた190億4,500万円となると、先を見据えた堅実なる予算を編成いたし、この厳しく限られた財政の財源の中で、町長が日ごろ述べられている町政運営の三つの柱に沿ってバランスよく編成した平成23年度予算と私は大変評価するものであります。

今後も新庁舎建設、定住促進、企業誘致、学校再編、農業及び商工業の振興等々、諸問題が山積しておりますが、町民との話し合いを大事にし、理解を得るまでにとことん説明責任を果たしながら事を進めていく姿勢、これが佐藤町政ではないかと考えるものです。まちづくりは日々進化する生き物であります。今後とも加美町は一つを念頭に、徹底した行政改革を断行し、また住民サービスを低下させることなく町民の要請、要望にこたえてほしいものと願うも



のであります。

町長は来るべき水無月の戦いには必ず勝ち抜き、なお一層、本町発展のために御精進賜りますよう心から御祈念を申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第24号平成23年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第24号平成23年度加美町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

資料配付のため、暫時お待ちください。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案件は、人権擁護委員の宮崎地区の2名が平成23年6月30日をもって任期満了となりますことから、そのうち1人については引き続き今野 守氏を、もう1人は新しく岩淵浩弥氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

任期は平成23年7月1日から平成26年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため今議会に諮問するものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

この採決は個々に行います。

お諮りします。本件は原案のとおり今野 守さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、原案のとおり答申することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。本件は原案のとおり岩淵浩弥さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

日程第14 大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会の調査報告  
について

○議長（一條 光君） 日程第14、大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会

の調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。沼田雄哉君。

○大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員長（沼田雄哉君） それでは、報告書をごらんください。大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

本特別委員会で実施した調査事件について、調査の結果を会議規則第76条の規定により報告するものでございます。

1 ページをお開きください。

1. 調査事件 大崎市鳴子温泉向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について。
2. 調査期間 平成22年6月から平成23年3月まで行いました。
3. 調査の経過については割愛をさせていただきます、3ページの調査結果を朗読して報告とさせていただきます。

#### 4. 調査結果

今回、(株)循環の破産により当該地区への、産業廃棄物処理施設設置計画が終息した。

当事者である大崎市をはじめ、近隣町の住民・町当局・議会、「水資源と命を守る会」、「ふるさとの環境を守る会」、「鳴子温泉向山地区産廃処理施設建設に反対する女性の会」、農業関係団体など、反対活動に携わったすべての人々が安堵したところである。

平成15年5月、(株)循環による住民や関係自治体への接触により反対運動が発生してから、今回の計画廃止に至るまで約8年の年月が経過した。会社の破産により廃止という結果ではあったが、当初から大崎地域市町において官民一体となり、産業廃棄物は絶対に受け入れないという強い姿勢で地道な反対活動を展開し、約12万人もの反対署名を集めるなど、その運動が大きな成果を上げたともいえるだろう。

しかし、全国で問題を起こしている産廃業者は、一般的に長いスパンで立地を計画していたり、会社名や事業内容を変えて再びしかけてくる可能性もある。当該地区に限らず、町内において産廃処理施設の設置計画等、何らかの動きが出てきた場合には再び特別委員会を設置し、直ちに対策を協議する必要がある。

なお、大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会は、本報告をもって終了することとする。

終わります。

○議長（一條 光君） 大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会の調査報告

を終了いたします。

---

#### 日程第15 所管事務調査の結果報告について

○議長（一條 光君） 日程第15、所管事務調査の結果報告についてを議題といたします。

総務建設常任委員会委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長新田博志君、御登壇願います。

〔総務建設常任委員長 新田博志君 登壇〕

○総務建設常任委員長（新田博志君） 本委員会で実施した所管事務調査について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

1. 調査事件
  - 1) 行財政改革の推進と課題について
  - 2) 安心して暮らせる明るいまちづくりについて
2. 調査目的
  - 1) 行財政改革の実施状況を検証しながら、健全な財政運営と効率的な行政運営を図る。
  - 2) 住民が安心して暮らせるまちづくりの推進、生活環境の整備充実を図る。
3. 調査期間 平成21年7月から平成23年3月まで。

4. 調査の経過 この期間、まとめをいれますと14回にわたる委員会を行いました。

それで、調査の結果については朗読をしたいと思います。地震防災対策について後半は重点的にやろうということでやって町の防災計画の見直しなどにも及ぼうと思いましたが、いかんせん実際に震災が来てしまいました。それで間に合わなかったというのはあれなのですが、皆さん非常に熱心に調査をやっていただきましたので調査結果を朗読したいと思います。

#### 5. 調査結果

##### 1) 行財政改革の推進と課題について

地方自治体は住民の負託に応え、地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりを進めることが求められる。そのためには持続する安定した財政基盤が必要不可欠となる。

本町でも、厳しい財政状況を克服するとともに、地方分権時代に相応し自立した行財政運営を早急かつ強力に進めていくため、加美町行財政改革大綱に基づく「加美町行政改革実施計画」を策定し、平成17年度から取り組みに着手している。

行政改革は、各種委員会や庁内推進体制の下、定員管理はじめ組織機構・補助金・財政計画等の見直しなど重点項目は計画どおり進められており、着実にその改善効果が見受け

られる。

中でも、平成16年3月に策定した定員管理計画に基づき、現時点で計画を超えて職員数の減少が推移し、適正規模化が進んでいる。しかし一方、給与水準の指数が県下で低い現状にある。これは、職員研修とあわせ士気高揚には重要な事柄であることから、町民に理解を求め、徐々に改善されるよう望むものである。また、今後の職員削減は、現状の組織機構では限界があることから、行政評価制度を積極的に導入されるとともに組織再編や非常勤職員等の雇用にも傾注され、職員削減による住民サービスの定価を招かないよう行政の簡素化や効率化に努められたい。

行財政改革の一翼を担う地区公民館等の指定管理者制度の導入は、順調に推移しているが、地域住民が施設の管理運営等に主体的に参画することができるように課題等を再検証し、住民サービスの低下をもたらすことのないよう努められたい。

景気低迷等の影響により、一般財源収入の落ち込みが懸念される中、主要税目や各種使用料などに多額の滞納が発生している。税の悪質滞納者には整理機構により物品差し押さえを行い、インターネット公売に取り組むなど、滞納対策に一定の効果が現れている。また、住宅使用料においても悪質滞納者に対して明け渡し訴訟など法的強制力を展開するなど、そのアナウンス効果も大きく期待されることから積極的に取り組むべきである。そして、町民の負担の公平性を確保しながら、財源確保に努められたい。

町有土地建物の有効活用については、あくまでも町民福祉を第一義に、次に費用対効果を勘案した施設の整備や統廃合を推進するとともに、旧法定外公共物を含めた遊休地等の売払いを積極的に推進し、自主財源の確保に努められたい。

定住促進をはじめ協働のまちづくりを推進するため住民参画により各種プロジェクトを組織して議論を深めているが、住民に対しては、「いかにして協働意識を呼び起こすか」、「いかにして理解を求めていくか」が重要視され、さらに職員は全体の奉仕者としての原点に立ち返り、意欲と能力を高め、やりがいを持っていきいきと働く姿を求めるものである。

## 2) 安心して暮らせる明るいまちづくりについて

日常生活に関わりの深い道路改良については、町道の改良・舗装事業と防雪柵設置事業を重点事業と位置づけ整備されている。また、交付税の基準財政需要額に反映される道路台帳の整備や住民バスの運行等も計画的に執行されている。

特に、ここ数年は国の臨時交付金等により公共施設の環境改善及び住民生活に密着した

道路改良事業等に積極的に取り組まれ、その効果は十分確認できる。しかしながら、幹線町道の継続事業は依然として進まず、新規路線になかなか着手できないでいる状況にもある。その要因の一つに、新町建設計画や過疎計画等を踏襲した幅の広い計画にあるものとする。道路整備については、地域からの要望も多く、今後の事業を着実かつ計画的に整備するためには、緊急性・重要性・必要性等を再検証した計画路線の抜本的な見直しを図りながら、適正な予算規模で、最大の効果が上がるよう全力で取り組むように努められたい。

下水道については、鳴瀬地区を整備する公共下水道事業、下水道計画地域外を対象に整備する合併浄化槽事業は、それぞれ計画的に整備されているが、今後、予算の確保を図りながら更なる事業推進に努められたい。

宮城県沖地震の発生が高い確率で懸念される中であって、当委員会は関係期間に出向き、災害に備えるべく調査活動を行った。大和駐屯地における災害派遣と出動体制、遠田消防署では装備や自主防災組織のあり方等について調査した。さらに、視察研修では阪神大震災に学ぼうと淡路島の震災記念館、神戸にある「人と防災未来センター」を訪問し、被災から復興までの様子を係官から詳しくレクチャーを受け、今後に備えるべく研修をしたところである。

しかしながら、大地震が現実として発生した今、予想を超える規模とはいえ数々の課題と反省すべき点を残している。幸い本町は、比較的被災が少なかったものの、安心できる状況ではないと思われる。今回の震災を教訓としていえる事は、行政と住民と立つ位置が相違していても、やはり自主防災組織の育成強化と未組織地区への指導等を徹底され、有事に備えた磐石な体制づくりを推進すること、地域において防災に携わるリーダーを早急に養成することなどであろう。また、町においては防災訓練などを通して、緊張感のある危機管理を今後も一層推進するとともに、各種情報の収集及び提供の推進、避難所等のあり方及び円滑な運営方法、生活用品と食料等の確保について再度検討すべきものとする。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という、昔からあった意志や精神を町民とともに再構築することが重要であり、その術は地域コミュニティが活性化することによって成り立ち、達成するものと思われる。このことから、指定管理に移行した各地区公民館等の役割が大きく、その基盤となることを考える。

また、災害対策に関し自主防災組織等への住民情報の提供は必要不可欠であり、個人情報観の観点から、それらに抵触しない範囲で提供できうる資料を常に調査し、完備されるよ



う望むものである。

以上、委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 調査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

以上で、総務建設常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長吉岡博道君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員長 吉岡博道君 登壇〕

○教育民生常任委員長（吉岡博道君） 教育民生常任委員会所管事務調査報告を次のとおりします。

1. 調査事件 ①保健・医療体制、地域福祉の環境整備について  
②学校教育及び生涯学習の推進について
2. 調査目的 ①保健・医療体制、地域福祉の現状と課題を調査し、福祉全般にわたる住民サービス向上のために提言する。  
②幼児・学校教育及び生涯学習の推進における諸問題を調査し、教育全般にわたる住民サービス向上のために提言する。
3. 調査期間 平成22年4月から平成23年3月まで。
4. 調査の経過につきましては記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

8ページをお開き願います。

5. 調査結果

①保健・医療体制、地域福祉の環境整備について

【幼児教育・保育について】

4月から近隣市町村に先がけて、幼稚園と保育所、そして子育て支援の機能を併せ持つ「認定こども園」が開園する。既存の保育所・幼稚園を有効に活用しながら、待機児童の解消に加え、全ての子育て世帯を対象にした地域子育て支援センターの併設により、地域が抱える保育課題の解決に有効な手段であると考えます。

0歳児～2歳児は保育園部（従来の保育所機能）、3歳児から5歳児は幼稚園部（従

来の幼稚園機能)となり、0歳から就学前の子どもの成長と発達に合わせ、一貫した保育・教育が受けられることは、子どもの数が減る中で集団活動や異年齢交流に大きな期待を寄せるものである。

入園の申し込みや相談窓口は一本化され、幼稚園部は保護者の就労形態に合わせて、短時間利用、中時間利用、長時間利用を選択でき、給食を保育園部で一括調理することで、アレルギー対策や年齢、個性に合わせた給食の提供が可能になるなど、認定子ども園の利点を町内外に積極的にPRし、入園者の確保を図るべきである。

これまでの保育所・幼稚園と違い、一元化した施設になることで職員の効率的な配置が可能となり、保育・教育のさらなる充実と安全確保に努める必要がある。

また、今後は、定員数に対する入園予定者数の調整、各園への看護師の適切な配置、教育委員会と子育て支援室の連携強化など、早急に対応を検討する必要があると考える。

中新田地区の現状を考えたとき、公立保育所と私立幼稚園2園が共存し、同じ町内に住んでいながら、幼児教育・保育に差が生じることのないよう、環境整備の充実に向けた方策の検討、協議を急ぐべきである。

#### 【保険給付事業について】

国民健康保険事業が始まって約50年、日本は長寿世界一と言われ、保険証一枚で全国どこでも医療が受けられるという給付制度は、世界に誇るものである。

しかし、少子高齢化の進展や経済危機による雇用情勢の悪化などにより、医療を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、国保事業も厳しい運営を強いられている。加入者の減少や医療費の増加は今後も予測され、県単位での広域化や協会健保などとの一元化など、抜本的な制度の見直しが現実味をおびてきている。

今後町としても、国の医療制度改革の方向性を見極めながら、国保税の収納増加に努め、医療費抑制につながる健康診断や保健指導を強化し、国保事業の適正な運営に努めるべきである。

#### ③学校教育及び生涯学習の推進について

##### 【学校教育について】

現在、小学校3校では複式学級による授業が行われ、中学校においてはクラス替えができない学校も出てきている。

教育委員会から示された、6年後の小学校、12年後の中学校の児童生徒数の推移をみると、各地区とも児童生徒数が減り、加美町全体で、小学校は163人の減、学級数では4

減、中学校においても116人の減、学級数では3減となるなど、少子化の進行が深刻な状況にあることがうかがえる。

中学校再編については、これまで一連の取り組みがなされてきた。その反省と教訓を旨とし、地域の実情や課題、要望等を踏まえ、子どもたちの教育環境はどうあるべきか、長期的な視点に立った協議、検討が望まれる。

平成21年12月、教育委員会の「加美町立学校適正規模化に関する意見書」に対する町長の回答書の中でも、加美町学校将来構想として小中学校の再編計画を策定されるよう提議がなされた。教育委員会は、少子化が進む中での小学校、中学校のあり方を早急に検討し、児童・生徒が学びやすく、地域社会と共生した学校環境の将来像をしっかりと示していくべきである。

#### 【文化財の保護活動について】

町内には、国や県、町から指定を受けている文化財として、有形文化財が6件（建造物4件、工芸品1件、仏像1件）、無形文化財が16件（民俗芸能12件、風俗慣習4件）、記念物が31件（史跡16件、天然記念物15件）存在し、合計53件にも上る貴重な文化資源を有している。

国の指定を受けているのは、松本家住宅、中新田の虎舞、城生柵跡、東山官衙遺跡、魚取沼のテツギョ生息地の5件であり、特に貴重な文化として継承が必要な文化財である。

しかしながら、建造物の保存管理や民俗芸能・風俗慣習の伝承には、県や町から補助金が交付されているものの、その交付額は決して多いものではなく、維持管理や後継者育成が大きな問題となっている。

こうした中で、町指定の天然記念物「荒沢の水ばしょう」が群生する荒沢地区が、平成22年3月、県自然環境保全地域に指定されたことは、保護活動の推進に大きく寄与するものである。

これら多くの文化財や伝統文化は、町民共有の財産として、適切な保存、保護、継承が必要であることに加え、地域に埋もれている歴史・文化の掘り起こしなどもわが町の地域資源と捉え、行政の積極的な支援が求められる。

そのためにも、町民はもとより、加美町を訪れる多くの方々にも町有文化財の魅力をPRし、町民一人ひとりが文化遺産に誇りを持ち、次代に継承していく仕組みづくりが必要であると考えます。

以上、報告といたします。

○議長（一條 光君） 調査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

以上で、教育民生常任委員会の所管事務調査の報告を終了いたします。

次に、産業経済常任委員会委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長高橋源吉君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員長 高橋源吉君 登壇〕

○産業経済常任委員長（高橋源吉君） それでは、産業経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

1. 調査事件 産業の振興策について

2. 調査目的 情勢の変化を的確に踏まえ、魅力ある農業・農村の実現と農林業の持つ多面的な機能の保全・活用、および地域に根ざした商工業・観光の振興と創出を図るため、現況と課題について調査研究を行う。

3. 調査期間 平成21年8月から平成23年3月まで。

4. 調査の経過につきましては、お手元の資料のとおりでございます。お目通しをいただきます。

それでは、8ページをお開き願います。調査の結果について報告をいたします。

5. 調査結果

【産業の振興策について】

販売農家への戸別所得補償モデル対策事業については、水稻の定額部分（10アール当たり1万5,000円）、および価格変動部分についても定額部分とほぼ同額（10アール当たり1万5,100円）と算定され、滞りなく年度内に交付された。しかし、本来の価格補償には至らず、米価下落分の補填にしかならなかったのが現状である。来年度は他品目にも拡大されるが、更なる金額的拡充を望むものである。

土づくりセンターについては、稼働率91.12%と順調に運営しており、製品は軽くて臭いがせず扱いやすいものとなっている。環境保全米等にも多くの利用希望があったが、稼働当初に製品が不足気味であったり、散布機械の能力不足等の問題点も露呈し、今後改善が必要な部分も見受けられた。

農地・水・環境保全向上対策事業については、WTO関連事業で、環境保全事業に対して農家に直接支払いが可能な事業であり、農道・水路等の維持管理や環境保全事業等を、わが町の多くの集落が事業を展開している。

この事業については賛否両論あるものの、地域農業環境の維持には大きく貢献しているものと思う。国の農業政策の転換が現実化する中、今後は各組織の維持や、活動・運送に関し、関係機関の連携と的確な指導が必要となる。

基幹水利施設管理事業（上川原頭首工・大堰頭首工）については、これまで土地改良区により定期的な施設の整備補修が行われてきたが、構造物の耐用年数が過ぎ、国営農業水利事業により補・改修を行い、施設管理や用水管理が軽減され、平成22年度より加美町、大崎市が管理事業主体となるに至っている。

商工観光事業の取り組みについては、毎年継続して多くのイベントを開催しているが、実施主体が町商工観光課となっているため、開催にあたっての業務が大変な負担となっている。本来であれば、町・商工会・農協・物産関係団体等、加美町全体としてきちんとした団体をつくり、そこが実施主体として開催していくのが理想だと思われる。今後、観光協会の見直しが検討されているようだが、できるだけ早い時期に民間団体に移せるような手立てが必要と考える。

町内への観光客数は、平成20年度で約127万4,000人、うち約100万人が薬業方面への観光客となっている。また、土産センターの売上額は平成6年度当時で約5,700万円であったのが、平成20年度には約2億5,000万円まで伸びている。これまでの様々な多くのイベントを実施してきたが、その相乗効果があるものと推察される。

今後の展開として、ゆ〜らんど・中新田地区商店街に観光客を循環させる方策や、急速な少子高齢化や団塊世代の大量退職時代へ対応した観光施策が急務と思われる。また、滞在型・体験型観光の整備やグリーンツーリズム事業の拡充、観光ホームページの充実や二つのパークゴルフ場を活用したスポーツイベント等も視野に入れ事業を展開すべきと思う。

商店街活性化支援事業では、「宮城県商店街にぎわいづくり戦略事業」、「割増商品券発行事業」等を実施し、着々と成果を上げてきているが、今後このような支援事業が終了した場合の事業展開が危惧される。

やくらいリゾート開発事業関連の調査については、昨年の中間報告後、新たに議員全員で立ち上げた「やくらいリゾート開発事業調査特別委員会」に引継ぎ、今後も調査を

継続していくことになった。

大崎森林組合より請願があり、当常任委員会に付託となった「木質バイオマスチップボイラーへの地元産燃料チップ用間伐材の使用に関する請願書」については趣旨採択とし、今後の取り組みに大いに期待をするとともに、現在チップの確保が大変困難な状況であるため、早急に新たな対策を講じるべきと思う。

また、今回導入したボイラー本体の性能では含水率の高いチップは利用できないため、今後の稼働状況を見守る必要もあるが、ボイラーの改造なり交換も必要ではとの意見や、稼働後間もない時期に故障・運転停止に陥るという事態があり、当初予定されていた性能が発揮できないのであれば、損害賠償請求をしなければならないのではないかと意見もあり、今後さらなる検証が必要である。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 調査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

以上で、産業経済常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、議会運営委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長猪股信俊君、御登壇願います。

〔議会運営委員長 猪股信俊君 登壇〕

○議会運営委員長（猪股信俊君） 本委員会で実施した所管事務調査について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

1. 調査事件 議会改革の取り組みについて
  2. 調査目的 議会の活性化と議員個々の資質向上を図り、開かれた円滑な議会運営の課題と方策についての調査を行う。
  3. 調査期間 平成21年6月から平成23年3月まで。
  4. 調査の経過は以下のとおりでありますので、お目を通していただきたいと思います。
- 7ページ、調査結果を朗読いたします。
5. 調査結果

我が国の地方自治体は二元代表制をとっており、その一翼を担う議会は、執行機関とは独立・対等の関係にある。議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項

を議決する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがある。

住民の直接選挙により選出される長と議会は、両者とも住民を代表する機関であるが、長が独任制であるのに対して、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であることに特徴がある。したがって、議会は、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していくことが期待されている。

団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第96条第1項において、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など15項目が明示されているが、さらに必要に応じて議会の議決すべき事件を条例で定めることができる旨規定されており、議会の権限強化のためにその活用を求める声もある。

執行機関の監視・評価に関する議会の権限については、地方自治法第100条に基づく「100条調査権」や、地方自治法第98条第1項に基づく「検査権」や同条第2項に基づく「監視権」などが、制度的に保障されている。また、議員個人の権限として、当該団体の行政事務全般について口頭で執行機関の見解を求めることができる「一般質問」が認められており、執行機関を批判・監視するうえで重要な機能となっている。

一方、地方分権の推進によって地方自治体の自主・自律がより一層求められることとなり、議会の政策形成機能の充実が重要になっている。議会は、議案の提案・修正、意見書・決議による議会意思の表明など政策決定における大きな権限を有しているが、いずれも議会に与えられた権限であり、その行使には議決が必要である。つまり、議員同士の議論が不可欠なのである。合議体である議会では、議員同士が大いに議論することによって、地域の課題や民意の確認がなされ、これらの多様な意見を調整しながら合意形成に至ることで、より多くの住民が納得できる政策を形成することができるのである。

平成18年9月の地方自治法改正により、議長への臨時会請求権の付与、委員会への議案提出権の付与、専決処分の要件の明確化など、議会の権限が強化された。また、専門的事項に係る調査について学識経験を有するもの等にさせることができるようになるなど、今後は、議会の政策立案能力を向上させるためにも、こうした制度を積極的に活用していくことが求められている。

二元代表制の一翼を担う存在である議会には、分権時代を迎え、団体意思の決定機関としての機能や執行機関を監視・評価する機能をより発揮していくことが求められていることは、述べたとおりである。こうした機能を発揮していくためにも、議会は広く住

民の意見や要望を把握し、それらを持ち寄りながら議論することにより、当該自治体の課題を明確にすることが必要と考える。

現在も、個々の議員は日頃の活動を通じて住民要望や行政課題を把握しているが、本会議や委員会の運営では、議員が個々に執行機関へ疑問点を質すことに終始しており、議員間の協議はほとんど行われていない。したがって、議会から議案等で政策を提案したり、議会として執行機関の提案に対する積極的な改善・修正を行うことが少なく、執行機関の提案を議決するという受け身の状態にあるとの批判も少なくない。

一方、執行機関は、各種施策の策定や実施に際して、パブリックコメントを募集したり、各種アンケート・調査等を通じて広く住民意見を聴取する制度を取り入れている。

さらに、必要に応じてその効果等について評価を行うことも必要となっている。このように、執行機関において意見集約から企画立案、事業実施、評価までの行政運営の一連のサイクルを完結させる状況が促進されると、議会の政策提案や監視機能をどのように発揮するかが大きな課題となる。議会が単に執行機関の政策等を追認しているだけの存在となれば、「議員数が多過ぎる」、「報酬が高過ぎる」などの批判や、ひいては「議会は不要」との極端な意見も出てくるものと考えられる。

本議会では、この状況に危機感を持って、積極的な改革の試みを継続していかねばならないと考えている。

本議会のこれまでの改革への取り組みについては、近隣の他自治体に先駆けて17年2月から本会議のインターネット中継を開始し、地域イントラネットによる光ケーブル網が整備されたこともあり、本町議会を全国に発信して「開かれた議会」を一步進めたものとなった。

また、同年6月から一般質問席を自席から対面形式での独立席として設置をし、議論がしやすく改革が図られた。

20年4月からは議員の費用弁償の削減を図り、また同年6月から一般質問の一問一答方式を導入し、さらなる議論の効率化を進め、改革の大きな柱となった。この導入により一般質問の7割が一問一答方式となった。

また、住民に対する議会日程の周知方法を検討し、21年9月から新たに、定例会毎に具体的な日程を印刷したチラシ「かみまち議会」を全戸に配布したことにより、議会傍聴も以前よりも増え、「開かれた議会」の実現に向けて、一定の効果を見ることができた。



また、さらなる改革を目指し、23年2月に議会改革に関する議員による意見交換会を実施し、これからの改革の方向性について議員間討議を実施した。これからの議会のありべき姿を議員それぞれの立場で考え出していただくこととし、改革の必要性を検討していくこととした。

今後は、「開かれた活力ある議会」を実行するために、住民の声に耳を傾け、住民のニーズを的確に把握しながら、やらねばならぬことはやるという理念の下、住民のため、町のためにどういった議会であるべきか、大いなる議論とさらなる改革を推し進めていくこととする。

以上、報告といたします。

○議長（一條 光君） 調査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

以上で、議会運営委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。